

キュービクルの購入又は売却の勧誘行為についての注意喚起 (R4. 8. 16)

株式会社総合電商（以下、「総合電商」といいます。）が設置した高圧受電設備（以下、「キュービクル」といいます。）の利用者より、「総合電商からキュービクルを購入者の代理人弁護士から、『キュービクルのご購入を検討いただきたい』、購入者は『1台300万円で購入して』いるため、利用者の方へ『1台あたり50万円での売却を考えている』旨のキュービクルの購入を持ち掛ける書面が送付されてきた。どのように対応をすべきか？」等の質問を受けております。

その他にも、「あなたが持っているキュービクルを売ってほしいとの勧誘を受けた」等の情報・相談がキュービクルの設置店舗やキュービクルの買主より寄せられています。

御承知のとおり、破産管財人の調査において、同一のキュービクルが複数人に譲渡されている事例を多数確認しています。

当事務所ホームページに掲載した「債権者から寄せられた問合せとその回答（令和4年4月14日）」の問い合わせ〔9〕・回答〔9〕記載のとおり、総合電商が設置したキュービクルの所有者は、「(株)総合電商とのキュービクルの売買契約を締結した方であったとしても、その方が真のキュービクルの所有者かは分からない」です。

したがって、キュービクルの所有者を名乗る者からのキュービクルの購入やキュービクルの購入を希望する者へのキュービクルの売却は、キュービクルを巡る法律関係をより複雑化するものであり、後に紛争が発生する可能性もあります。

既に前記問合せ〔9〕・回答〔9〕で開示しておりますが、本破産事件をめぐる更なる紛争の発生防止の観点から、本提示により関係者様に注意喚起をいたします。

以上